

○医療法改正による地域医療連携推進法人制度の施行について

地域医療連携推進法人制度は、平成 27 年 9 月 27 日付けで公布された医療法改正により導入され、平成 29 年 4 月 2 日より施行となった。（医療法第 70 条～71 条）

1. 地域医療連携推進法人制度とは

地域医療連携推進法人は、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度である。

当該法人は、地域医療構想区域内の医療機関及び非営利団体等で組織される団体が、医療機能分担及び連携業務を実施する、非営利ホールディングカンパニーとなっている。

各機関が必要な連携を実施している場合は、必ずしも当該制度を利用しなければならないというわけではないが、この制度の利用により、医療機関等において競争よりも協調が進められることを期待している。

2. 地域医療連携推進法人ができること

地域医療連携推進法人とは、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人が都道府県の医療連携推進認定を受けた法人であり、具体的には次のような連携業務が可能になる。

- ・ 病床過剰地域においても法人の総病床数内で増減可能
- ・ 機能分化や連携による医療従事者の再配置
- ・ 医療従事者等の共同研修
- ・ 高額医療機器・薬品等の共同購入、運用
- ・ 参加法人への資金の貸付け、債務の保証及び基金の引受け
- ・ 医療機関の開設 等

3. 医療連携推進認定

医療連携推進認定を受けようとする者は、一般社団法人を設立した上で、医療連携推進方針等の書類を添付した申請書を県に提出する。県は、地域医療構想との整合性に配慮し、県医療審議会の意見を聴いた上で医療連携推進認定を行う。医療連携推進方針には次の掲げる事項を記載しなければならない。（医療法第 70 条の 2 及び第 70 条の 3 第 2 項）

- ①医療連携推進区域
- ②参加法人が医療連携推進区域において開設する病院等、相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項
- ③②に掲げる事項の目標に関する事項
- ④その他厚生労働省令で定める事項（運営方針、参加法人、介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項）

なお、地域医療連携推進法人は、認定後においても地域医療構想調整会議を反映させた地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努める責務がある。（医療法第 70 条の 7）

4. 地域医療連携推進法人制度と都道府県医療審議会

地域医療連携推進法人に関する県医療審議会の審議事項は次のとおりである。

審 議 事 項	根拠法令
医療連携推進認定	法第 70 条の 3 第 2 項
他県に跨がる医療連携推進認定又は認定取消にあつて、関係都道府県知事の意見を聴くこと、認定都道府県知事へ意見を述べること	令第 5 条の 15 の 4 第 4 項
地域医療連携推進法人が病院等を開設する場合の確認について	法第 70 条の 8 第 5 項
地域医療連携推進法人の解散認可	法第 70 条の 15
地域医療連携推進法人の定款変更認可（法第 70 条の 17 第 6 号及び厚生労働省が定める重要な事項）	法第 70 条の 18 第 2 項
地域医療連携推進法人の代表理事の選定又は解職の認可	法第 70 条の 19 第 2 項
地域医療連携推進法人に業務の停止を命じ、又は役員解任を勧告すること	法第 70 条の 20
医療連携推進認定の取消	法第 70 条の 21 第 3 項